

## 第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成26年3月18日（火）午後1時40分から午後3時00分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課主幹兼契約チームリーダー

契約検査課担当職員5名

### ○会議の概要

#### (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

- ・平成25年10月1日～26年1月31日までの発注工事について資料に基づき説明

総契約件数 103件 【内 訳】本庁 103件（落札率 94.10%）

【方式別】一般競争入札 73件（落札率 93.59%）

指名競争入札 30件（落札率 95.33%）

- ・指名停止の運用状況 1件

- ・談合情報対応状況 0件

委 員： 無効や失格についての説明があったが、説明したことについて、無効や失格が増えた等の特別な理由があるか。

事務局： これまで特段説明していなかったが、情報の透明化という観点から説明させていただいた。無効や失格の発生状況については、従来からあり今回が特に多かったという事ではない。

委員長： 情報を透明化しようとする心遣いである。

委 員： 無効や失格については、業者の格付けがAランクやBランクの入札に関して、多く発生しているように見受けられるが、偶然か。

事務局： 理由は、積算内訳書に押印がないもの、また入札参加資格は有するが、近くの工事を受注している場合には、隣接した工事を受注することができないという前提で入札公告を出すことがあり、それを見落として入札をした結果、失格となるものもある。AランクやBランクの業者に関しては、重々理解をされている状況ではあるが、ケアレスミスが生じたと考えられる。

委 員： 東北の震災後、工事の不調が続いて契約が進まないという報道があるが、栃木市において不調事例はあるか。

事務局： 今回の報告させていただいた下半期の案件の中にはない。ただ、上半期に入札参加者がなく不調となった案件が1件あった。原因について、市の積算の考え方

とそれに対する受注者側の考え方に相違があったことが発覚したため、再度積算を行い、再入札をしたところ落札となった案件がある。県内の状況については、宇都宮市では、不調案件が幾つかあると聞いている。復興の本格化、あるいは景気回復による民間の建設需要の増大から、資材や人件費が高騰している。その中で、実勢価格が予定価格に適切に反映されない場合、不調が多く生じることになるので、人件費については、4月と2月に国及び県の動向に合わせて見直しを行った。資材については、毎月最新の単価を使うことで対応している。栃木市においては、不調はあまり発生していない状況である。

委員長： 宮城県や福島県では、ある時は1社も入札しなかったということがあり、地域によっては切実な問題となっている。栃木県も、福島県に隣接しているということで、心配している部分はあるが、幸い栃木市はそういう状況になっていないとのことで安心した。

## (2) 抽出事案についての審議

委員長： 抽出委員には、抽出の理由についてご説明いただきたい。

委員： 一般競争入札は2件抽出した。1件目は、機械器具設置工事に関するものである。比較的予算が大きいこと、また一定価格を下回る入札であり調査が行われたため調査結果を詳しく伺いたい。2件目は、舗装工事であるが、比較的落札率が低いこと、また4社によるくじ引きであったことから抽出した。指名競争入札についても2件抽出した。1件目は、土木一式工事で、比較的予算が大きいこともあるが、無効あるいは失格があるので精査したい。2件目は、施設関係のものを抽出したいと思い、消防施設のものを選ばせていただいた。これも2社によるくじ引きである。

委員長： それでは1件ずつ審議していく。

事務局： 抽出事案の1を説明書に沿って説明する。

～資料に基づき、【抽出事案1】菌部浄水場第1水源更新工事の工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

事務局： 補足として、低入札価格調査の経過を説明する。10月31日に落札候補者、担当課である水道工務課、当課で調査を実施した。低入札調査基準価格を下回ったものであったため、まずは数値的判断基準に基づいて審査を行った。直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について数値的判断基準を下回るものはなかった。器具費については、業者はメーカーから見積もりを徴取しており、

市の設計での金額と業者の金額には若干の開きがあったが、支障はないものと判断された。その他、業者の実績と受注状況、経営の状況についても確認した。その後、低入札価格調査委員会での審議を経て、了承を得たという経過である。

委員： 器具費の見積もりについても問題ないということか。

事務局： 求める仕様を満足するため支障がないという判断である。

委員： 調査の中で、施工実績を確認したということだが、入札公告に同種・類似工事の実績を有することについて適用しないとある。この入札公告との関係に問題はないか。

事務局： 入札公告には、適用しないとあるが、低入札という状況においては、過去に受注した状況や手持ち工事の状況について必要な調査を行うこととしているため確認したものである。

委員： 実績について、入札公告では適用しないとした特別の理由はあるか。

事務局： 特別の理由はない。

委員： 最低制限価格は設けていないということではよろしいか。

事務局： その通り。予定価格 3,000 万円以上の入札においては低入札調査基準価格、3,000 万円未満の入札においては最低制限価格を設けている。

委員： 入札価格 3,185 万円に対して調査し、管理費等も基準を満たすものであったため、落札決定したということで、業者はこの価格で利益がでるということと思う。一方で予定価格の 3,931 万円が高かったということはないのか。

事務局： 予定価格は市場価格を適正に反映させるべきもので、いかに客観的な価格を設けるかということで、公共単価あるいは歩掛を基に積算している。その結果が予定価格となるが、今回の場合は機器費の見積もりが大部分を占めている案件である。市の見積もりと業者の見積もりの問題で、業者はメーカーとの関係がある場合があるので、一般的な場合より優位な価格で仕入れる場合があると思う。このことが予定価格と入札価格の差になっていると考えられる。また、十分な利益がでるかどうかはわからないが、今回は一般管理費についても、大きな隔りがあった。その理由を確認したところ、どうしても受注したいということで、当該経費を圧縮したとの回答があった。

委員： 一般競争入札が全部で 7 3 件あるが、そのうちの 5 件において入札参加業者数が 3 社又は 4 社となっている。入札参加業者が少ない特別な事情があるか。

事務局： 今まで入札を執行した中で、予定価格が低いものの中に受注意欲が低い案件があったものと認識している。

委員： 予定価格と入札参加者数は、ある程度の関係があるという事か。

事務局： 何らかの因果関係はあるのかもしれない。

委員長： ご了解いただいたということではよろしいか。次の案件を説明願う。

事務局： 抽出事案の2を説明書に沿って説明する。

～資料に基づき、【抽出事案2】公共下水道舗装本復旧工事（市道〇438号線他）の工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員： 最低制限価格での入札が4社ある。前回の委員会において、大平地区は最低制限価格での入札が多かったと記憶している。競争が激しいために最低制限価格で入札してきたのか、それとも予定価格が高いために最低制限価格でも十分な採算が取れる工事なのか。

事務局： 予定価格は県の標準的な歩掛単価を用いて算出しているもので、特に高いというものではない。今回は業者の受注意欲が高かったものと思う。結果として4社の入札価格が並んだが、市の積算システムと業者の持っているソフトが近いものであったと考えられる。

委員： 最低制限価格は公表しているのか。

事務局： 昨年9月までは事前公表としていたが、12月の入札であるので、入札時点では公表せずに、入札執行後に公表している。

委員： 応札可能業者数が48社であるのに対し、入札参加者数が7社であるため、積極的に落札しようという気がないように見える。一方で、最低制限価格で4社が落札しようとするところを見ると受注意欲が高いようにも見える。矛盾を感じるが、不自然さはないか。

事務局： 業者の考えを把握しているわけではないが、地理的な条件を考慮した上での判断によるものと考えている。

委員長： くじはどういう形で行っているのか。

事務局： 電子入札であるので、入札時に3桁の数字を入力してもらい、その数字と、自動的に振られる乱数と、入札の順番によって、自動的に決定するものである。

委員長： ご了解いただいたということでしょうか。それでは3番目の事案をお願いします。

事務局： 抽出事案の3を説明書に沿って説明する。

～資料に基づき、【抽出事案3】大平運動公園連絡通路整備工事の工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員長： 工事箇所は東武鉄道沿線か。

事務局： 東武鉄道の新大平下駅の東側約 2km に位置する。

委員長： 大平の工事は大平の業者、栃木の工事は栃木の業者という関係は続くのか。

事務局： 旧市町単位での地域要件の設定は廃止している。ただ、地理的な条件を加味して指名しているので、結果としては地域で分かれることになる。

委員： 旧市町の境であれば、両方の地域の業者が入ってくる可能性があるということか。

事務局： その通り。

委員長： 無効となった業者に関して、積算内訳書への押印がなかったということか。

事務局： 入札の公正性を担保するために、原本への押印を求めている。間違いなく入札業者が作成したものと確認するためのものである。仮に、押印がなかった場合、職員が差し替えることも可能となる。入札全体の公正性を保つ意味で、入札の共通事項として押印のないものは無効としており、本案件においても無効という扱いをした。

委員長： 総価契約であるので、積算内訳書は参考ではないのか。

事務局： 入札書だけで良しとする考え方もあるかと思う。提出を求める理由は、積算をしないので不誠実な入札する可能性があること、またそれがダンピングにつながる可能性があることから、適正な積算のもとに入札をしていただきたいということで、提出を求めている。

委員長： 栃木市の厳正な姿勢がよくわかった。

委員： 最低制限価格は事前公表していないということで、失格業者は1万円の差である。

事務局： 端数処理の関係と思う。

委員長： ご了解いただいたということでよろしいか。最後の事案をお願いする。

事務局： 抽出事案の4を説明書に沿って説明する。  
～資料に基づき、【抽出事案4】栃木文化会館消火設備改修工事の工事箇所、工事種別、工事概要、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯、入札参加業者数、落札金額、入札の経緯及び結果について説明～

委員： 入札に6社参加して、最高価格と最低価格の差が7万円である。差が小さいという事例はよくあるか。

事務局： 見積もり内容が比較的単純であれば、入札金額の幅が小さく収まることもあると思う。また、7万円が各業者の見積もりの限度であったと理解している。

委員長： 内容は機械器具の取り替えなので、土木工事と違ってより差が付きにくいもの。これもくじ引きである。

事務局： 予定価格が 500 万円未満なので、郵便入札であり、くじ引きは箱から棒を取り出す方法で行った。受付順にくじを引く順番を決めるくじ引きを行い、それから落札決定のくじ引きを行った。

委員長： 予定価格 500 万円が電子入札と郵便入札との境目であった。

事務局： 関連だが、電子入札を導入する際の方針があり、平成 25、26 年度は予定価格が 500 万円以上のものを対象に、平成 27 年度以降は予定価格が 130 万円以上のものを対象として、運用することとしている。

委員長： 業者側の慣れを考慮しての方針か。

事務局： 規模の小さな業者における急激な環境の変化は望ましくないという考えから、まずは、一定規模以上の業者から始め、それから全てに拡大する予定でいる。

委員長： 4 件ご審議頂いたがいかがか。抽出事案は、適正であるということを委員から了承いただいた。

### (3) その他

委員： 栃木市の単価改定は、県に準じて改訂しているのか、独自に判断して改訂しているのか。

事務局： 市独自の調査となると体制等難しい部分がある。国の方針が栃木県に、そして栃木県から市に通知が来る。その中で、県と同等の考え方で対応している状況である。

～終了～